

●返戻金規定

（１）紹介による入社者が入社日から起算して 1 ヶ月以内に採用内定者の自己都合により退社した場合、または入社者の責による事由で解雇となった場合には、求人者が支払った報酬額の 70%を返還する。

（２）同 1 ヶ月超 3 ヶ月以内に入社者の自己都合により退社した場合、または入社者の責による事由で解雇となった場合には、求人者が支払った報酬額の 40%を返還する。